

平成 15 年度 税制改正 カンタン解説

昨年末、ようやく「平成 15 年度税制改正大綱」がまとまりました。

法人税率引き下げなど、期待していたものははずされましたが、何とか 2 兆円位の減税案になったようです。ただ、これだけ景気低迷が続いていると、投資減税など果たして期待した減税効果があるのかどうか、はなはだ疑問です。

今回はその大綱の中から、経営者の皆様 & 経理担当者の皆様が押さえておきたいポイントをピックアップして解説いたします。

今回の改正は、その開始時期がまちまちですので、その点を特にご注意ください。

1. 法人課税

①【研究開発減税】平成 15 年 1 月 1 日以後開始事業年度より

これは、企業が支出する研究開発費の総額に対して、一定の率を乗じた額を法人税額から控除しよう、というものです。

控除率

- 中小企業 : 12% 当初3年間は、15%とする。
- それ以外 : 8~10% 当初3年間は、10~12%とする。

すなわち、研究開発費を 100 万円使えば、15 万円税金が安くなるということです。ただ、赤字で法人税が発生しない場合は、控除しようがありません。

すなわち、黒字法人しか使えない特典です。

また、黒字法人でも控除できるのは、法人税の 20% までとされています。

たとえば、法人税が 50 万円の場合、10 万円までしか控除できません。

上の例で言えば、15 万円のうち、10 万円しか控除できないということです。

控除できない 5 万円は、翌年に限り繰り越すことができます。(条件付)

御社にとって、研究開発費とはどんなものでしょうか。それは、税法上控除の対象となるものか、確認しておく必要があります。弊社あるいは顧問税理士に是非、ご確認下さい。

そして、是非、有効に研究開発費を使っていただければ、と思います。

②【IT投資促進税制】平成15年4月1日以後終了事業年度より

次の資産の年間取得額の合計が、140万円以上（資本金3億円超の会社は600万円以上）の場合は、特別償却または税額控除を受けることができます。

対象資産

- (1)電子計算機・デジタル複写機・ファクシミリ・ICカード利用設備・デジタル放送受信設備・インターネット電話設備・ルーター・スイッチ・デジタル回線接続装置
- (2)ソフトウェアは単独で70万円以上（資本金3億円超は600万円）でOK

特別償却

普通の償却をした上、50%の特別償却ができます。

上記資産を合計1,000万円購入した場合、普通償却（5年償却の場合）年間370万円＋特別償却500万円＝870万円が経費で落ちることになります。

税額控除

特別償却でなく、税額控除を選択することもできます。

税額控除の場合は、取得価額の10%を法人税から控除することができます。

ただし、これも控除できるのは、法人税額の20%を限度とし、控除できない金額は、翌年に限り繰り越すことができます。

リース税額控除

資本金3億円以下の法人については、リースの場合も税額控除の適用があります。対象となるリースは、4年以上のリースで、その年に取得した上記(1)の資産のリース費用の総額が200万円以上となる場合です。

(2)のソフトウェアの場合は、100万円以上です。

税額控除の額は、リース費用の総額×60%×10%になります。

控除の限度、1年繰り越しは上記と同様です。

以上、とりあえず、IT関連投資を年間140万円以上行なうと、何らかの優遇規定がありそうだよ、位は覚えておいて下さい。

③【少額減価償却資産】平成 15 年 4 月 1 日～18 年 3 月 31 日の間に取得する資産

本年 4 月以降 3 年間については、30 万円未満の資産を取得した場合、全額経費処理することができるようになりました。

今まで、全額経費になるのは、10 万円未満でしたから、この改正は非常にありがたいですね。パソコンなどは、②の IT 促進税制によらなくても、この規定で全額経費にすることができてしまいますね。ソフトウェアも同様です。

なお、この特例は中小企業のみの特典です。

④【留保金課税停止】平成 15 年 4 月 1 日～18 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

同族会社の場合、利益を一定金額以上社内留保した場合、留保金課税というものが課されています。この留保金課税については廃止案もあったのですが、残念ながら一部停止にとどまっています。

留保金課税が停止されるのは、自己資本比率（資本の部計÷総資産）が 50% 以下の中小法人（資本金 1 億円以下）です。

これらの法人は 3 年間留保金課税が停止されます。なお、自己資本比率の 自己資本には、社長など同族関係者からの借入金も含まますのでご注意ください。

留保金課税の対象になっている法人は、是非自己資本比率を計算してみてください。

⑤【交際費課税の改正】平成 15 年 4 月 1 日以後開始事業年度より

現在、資本金 5 千万円以下の法人は、年間 400 万円まで交際費の損金算入枠があります。（損金とは、税務上落ちる経費のこと）

これを 資本金 1 億円以下の法人まで年間 400 万円の枠を認めようというものです。

また、現在 400 万円までの非課税枠内であっても、交際費として使った金額の 20% は損金に算入できないことになっています。

たとえば、300 万円の交際費を使った場合、400 万円の枠に入っているとしても、その 20% = 60 万円は、損金にならないわけです。

今回、その不算入割合を、20% から 10% に引き下げることになりました。

つまり、300 万円交際費を使った場合、損金にならないのは 10% = 30 万円となりました。

2. 金融・証券課税

①【配当課税の見直し】平成 15 年 4 月 1 日以後支払を受けるものから

上場株式等の配当金については 20% の源泉徴収税率に統一されました（今まで 35% という税率もありました）。

さらに、当初 5 年間はこの源泉徴収税率が 10% に軽減されます。

なお、個人が受ける上場株式等の配当金については源泉で納税が完了し、確定申告をする必要がなくなりました。今までは、年間 10 万円未満の配当のみ申告不要でした。

（ただし、還付を受けられる場合などは、申告することもできます。）

<経理担当者の方へ>

実務上注意したい点は、本年 4 月から 12 月までは、源泉の 10% がすべて国税ですが、平成 16 年以降は、7% が国税、3% が地方税配当割ということになります。

預金の利子などが 15% 国税、5% 地方税利子割となっているのと同じようになるわけです。国税、地方税は区分して経理しておいた方がよいでしょう。

②【株式譲渡益課税の見直し】平成 15 年分以後の所得税について適用

上場株式等の譲渡益にかかる所得税・住民税を、平成 15 年から 5 年間に限って 10% に軽減しようというものです。本来は 20% の税率です。

これと引き換えに、1 年以上所有している上場株式等についての 100 万円特別控除の規定が廃止されることになりました。

なお、非上場株式の譲渡益には、依然として 26% の税率がかかりますので、ご注意を。

それにしても、昨年度もいろいろ改正があつてわかりにくいですね。

ちょっと昨年度の改正を振り返って、確認してみましょう。

- (1) 平成 15 年 1 月から源泉分離課税が廃止され、すべて申告分離課税となる。
- (2) 平成 15 年 1 月から上場株式等の譲渡の税率が、20% になる。
- (3) 株式の譲渡損の 3 年間繰り越しができるようになる。
- (4) 100 万円特別控除が平成 17 年末まで延長 ⇒ これが今年廃止になった。
- (5) 平成 13 年 10 月 1 日の株価の 80% のみなし取得価格を使うことができる。
- (6) 平成 13 年 11 月から 14 年末までに買った上場株を、平成 17 年から 19 年までの間に売却すると、取得価格 1,000 万円まで非課税となる。

3. 個人所得課税

①【配偶者特別控除の一部廃止】平成 16 年分以後の所得税について適用

配偶者特別控除の内、専業主婦（給与収入 103 万円以下）の上乗せ部分が廃止になりました。控除対象配偶者でない配偶者にかかる配偶者特別控除は今までどおり残ります。

ただし、この改正は平成 16 年分以降の所得税からですので、本年末の年末調整は今までどおりです。ご注意ください。

なお、高校生・大学生の特定扶養親族の控除は、廃止の予定でしたが、一転存続となりましたので、これもお間違いのないようにお願いします。

4. 消費税

消費税の益税防止のため、①②の改正が行なわれました。ただし、適用時期は 1 年以上先です。

①【消費税の免税点の引き下げ、】平成 16 年 4 月 1 日以後開始課税期間より

消費税の免税点（消費税が免税となる年間売上）が 3,000 万円以下から 1,000 万円以下に下がります。これによりほとんどの法人が課税事業者になるのではないのでしょうか。

また、個人事業を営む方でも、消費税の課税対象になる方がかなり増えるのではないかと思います。要注意です。

②【簡易課税の適用上限引き下げ】平成 16 年 4 月 1 日以後開始課税期間より

簡易課税（みなし仕入れ率による簡易税額計算）を採れる事業者の年間課税売上高が、2 億円以下から 5,000 万円以下に引き下げられます。

こちらにも簡易課税が採れなくなる事業者が相当数に上るのではないかと予想されます。

免税点や簡易課税の判定は、2 期前の決算数値で行ないますので、本年 3 月決算などの数値が判定の対象になります。現在、免税点以下の事業者、簡易課税を選択している事業者は今期の数値がどのようになるのか、確認しておく必要があるでしょう。

③【消費税の税込み表示】平成 16 年 4 月 1 日より

来年 4 月 1 日より、消費者に対する価格表示などは税込みで行なうことが義務付けられます。これによってかなりの影響を受ける業種もあるのではないのでしょうか。100円ショップなどは105円ショップにするわけにはいかないと、頭を抱えているようです。施行までの1年の間に価格戦略やコスト低減などの対策を検討しておく必要があるでしょう。

5. 外形標準課税 平成 16 年 4 月 1 日以後開始事業年度より

鳴り物入りで登場するはずの税制でしたが、対象法人が資本金1億円超の法人に限定され、トーンダウンした形に収まりました。

この税制は、法人事業税の計算において、今までの所得に課税する方式を改め、次のように課税を行ないます。

<外形標準課税による法人事業税>

$$\underline{\text{法人事業税}} = \underline{\text{所得割}} + \underline{\text{付加価値割}} + \underline{\text{資本割}}$$

- 所得割 : 今まで同様、所得金額×税率
- 付加価値割 : 付加価値額×税率
 ※付加価値額 = 単年度損益+報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料
- 資本割 : 資本金等(資本金+資本積立金)×税率

《標準税率》

所得割		付加価値割	資本割		
年 800 万円超	7.2%			0.48%	0.2%
年 400～800 万円	5.5%				
年 400 万円以下	3.8%				

※所得割の税率は、今までの税率の 3 / 4 の水準になり、その減った部分を外形標準(付加価値と資本)をベースに課税しようというものです。

今まで赤字であれば法人事業税はありませんでしたが、この制度により赤字であっても法人事業税が発生してきます。資本金 1 億円以上の会社は、試算は簡単にできますので、是非試算してみてください。

6. 相続税・贈与税

①【相続時精算課税制度の創設】平成 15 年 1 月 1 日以後適用

65歳以上の親から20歳以上の子に贈与する場合は、2,500万円まで贈与税が非課税となる制度が創設されました。2,500万円を超える場合は、その超える部分に20%の贈与税がかかります。

納税者は、この制度と今までの制度とを選択適用することができます。

この制度を選択した場合は、対象になった贈与財産は相続が発生したときに相続財産に加算して相続税を計算します。その相続税から既に支払った贈与税を控除することにより、贈与税・相続税の一体課税が行なわれます。贈与税が控除しきれない場合は、既に支払った贈与税が還付されます。

《計算例》

(1)生前贈与	3,000万円	
(2)支払済贈与税	100万円	$(3,000万円 - 2,500万円) \times 20\%$
(3)相続時の財産	4,000万円	
(4)課税対象財産	7,000万円	(1)+(3)
(5)相続税の基礎控除	8,000万円	相続人3人 5,000万円+1,000万円×3人
(6)相続税	0	(4)-(5)がマイナスのため、相続税なし。

よって、(2)の贈与税 100万円が還付になる。

※すなわち、相続税の基礎控除を先取りして贈与に使おう、ということです。

なお、住宅取得資金の贈与を受ける場合は、2,500万円の非課税枠が3,500万円まで拡大されます。また、この場合は、65歳未満の親からでも適用可になります。なお、この一体課税は、税務署に対して届出・申告が条件になっていますのでご注意ください。

②【相続税・贈与税の税率構造の変更】平成 15 年 1 月 1 日以後適用

相続税・贈与税について、最高税率が70%から50%に下がり、税率の構造も変わりました。

以上